

「おぢや融雪スタート割」利用規則

1. 目的

新たに小千谷市でガス融雪機器を購入いただいたお客さまのガス料金を期間限定で割り引くものです。

2. 用語の定義

この利用規則において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「ガス融雪機器」…エネルギー源としてガスを使用する融雪用熱源機器をいいます。
- (2) 「主契約」…当社が定める選択約款「小千谷融雪契約」にもとづく契約をいいます。
- (3) その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

3. 適用条件

- (1) 新たにガス融雪機器を購入又は燃料転換に伴うガスへの改造をしていただき、2025年4月1日以降に、ガスの使用場所に設置していただくこと。なお、既にガス融雪機器をガスの使用場所に設置しているお客さまが、他のガス融雪機器を同じガスの使用場所に設置された場合（買い替え）については適用対象外といたします。
- (2) お客さまが2. (2) の主契約を締結されている、または新たに申し込まれた主契約を当社が承諾しており、この利用規則の内容に同意いただいていること。

4. 「おぢや融雪スタート割」のお申込み

- (1) 「おぢや融雪スタート割」（以下「本契約」といいます。）の適用を希望されるお客さまは、あらかじめこの利用規則を承諾のうえ、当社の定める申込書により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 本契約は、当社がお客さまの申し込みを承諾した日に成立いたします。
- (3) 当社は、お客さまが当社と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、一般ガス供給約款（小千谷地区）に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できない場合があります。
- (4) 本契約適用期間の途中で主契約を解約されたお客さまが、再度同一需要場所でガスの使用を開始する場合には、本契約を申し込むことはできません。
- (5) 主契約に対して、本契約と他の割引プランを重複して適用することはできません。

5. 適用開始日

本契約の適用開始日は、原則として、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。

6. 適用終了日

本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月（契約成立日以降最初の定例検針日が末日の場合、適用開始の日が属する月を起算月とします。）として、12か月目の月の定例検針日で適用を終了いたします。

7. 料金の算定方法

本契約の適用期間における料金の算定方法は以下のとおりといたします。

割引前料金 主契約の基本料金＋主契約の従量料金×ご使用量（小数点以下切捨て）

割引額 割引前料金 × 0.05（小数点以下切上げ）

割引後料金 割引前料金 － 割引額

8. 設置確認

- （1）当社は、ガス融雪機器が新たに設置、使用されているかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本契約の申し込みを承諾しない、又は本契約を適用いたしません。
- （2）ガス融雪機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、ガス融雪機器を取り外した場合は、取り外し日以降、本契約を適用いたしません。

9. その他

この利用規則に定められていない事項については、主契約によるものとします。

10. 実施期日

この利用規則は、2025年10月1日より適用いたします。